

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 5 4

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- ベースアップ等支援加算の単位数表マスタについて（A2、A6 関係）
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金の交付申請（令和4年度第7波分）について
- 介護サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について【別紙1】
- 介護保険事業者の指定について
- 3センター合同研究成果報告会の開催について【別紙2】
- 高次脳機能障害研修会の開催について【別紙3】
- 人材育成セミナーの開催について【別紙4】
- 令和4年11月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙5】
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和4年9月末現在）

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」となると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

## 2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書

②同意書（申請書の裏面にあります）  
 ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

### 3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

<b>対象者の要件</b>	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
<b>特別な事情</b>	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
<b>減免率</b>	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
<b>申請方法</b>	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
<b>提出書類</b>	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①～③があります。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
 TEL：026-224-7871（直通）

### ベースアップ等支援加算の単位数表マスタについて（A2、A6関係）

令和4年10月介護報酬改定に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」の従前相当サービスの「ベースアップ等支援加算」につきまして「単位数表マスタ」をホームページに掲載しました。必要のある事業所につきましては「単位数表マスタ」の取込をお願いします。

また、単位数表マスタはエクセルファイルになっていますので、CSVファイルに保存し直してから取込をお願いします。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織で探す」→「地域包括ケア推進課」→「介護予防・日常生活支援総合事業に係る請求・研修・留意事項について」→「総合事業単位数表マスタ」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/houkatsucare/456145.html>

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935

## 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金の交付申請（令和4年度第7波分）について

令和4年10月4日より長野圏域の感染警戒レベルが3となり標記補助金の補助対象期間は令和4年7月20日（水）～令和4年10月18日（火）実施分の検査までとなりました。

については、補助金申請の受付を開始いたしますので、補助対象となる検査を実施した事業者は、以下URLをご確認いただき11月22日（火）までに補助申請をしてください。

\*なお、補助率が10/10となった期間（令和4年7月28日～令和4年9月21日）があるため、前回の申請時と様式を変更しています。

必ずホームページより新様式をダウンロードいただくとともに、注意事項を確認いただき申請書を作成し、提出いただくようお願いします。

<長野市ホームページ>

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/470598.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

## 介護サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が、政府により取りまとめられました。

各事業所等におかれましては、既に安全管理の徹底について御尽力いただいているところですが、緊急対策を受け今一度、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いいたします。詳細につきましては、別紙1を参照ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

## 介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

## 令和4年10月16日付け指定分

## □訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190556		
事業所名称	アムール七瀬訪問看護ステーション		
事業所所在地	長野市大字鶴賀34番地1		
事業所電話番号	026-217-5195	事業所FAX番号	026-226-6058
開設者の名称	社会福祉法人暖家	営業日	日～月
営業時間	8:30～18:00	看護員数	6人
通常の事業実施地域	長野市（旧大岡村、旧鬼無里村、旧戸隠村、旧中条村、旧信州新町を除く。）		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 3センター合同研究成果報告会の開催について

認知症介護研究3センターより、別紙2のとおり報告会の開催案内がありました。  
参加を希望する事業所におかれましては、下記より直接申込みください。

申込URL：<https://bit.ly/3cyzqgH>



問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。  
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

## 【介護保険最新情報 Vol.1104】

介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について

## 【介護保険最新情報 vol.1105】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて

## 【介護保険最新情報 vol.1106】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

## 【介護保険最新情報 vol.1107】

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）への協力依頼（2回目）について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認をお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年9月末日現在 地区別認定者数：20,914 人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	61	56	82	52	52	54	28	385
第2地区	91	88	208	108	81	115	58	749
第3地区	62	82	130	70	63	90	45	542
第4地区	26	26	48	26	14	37	23	200
第5地区	36	40	73	41	21	30	18	259
芹田地区	170	141	307	138	113	139	92	1,100
古牧地区	114	132	276	137	148	144	89	1,040
三輪地区	172	168	277	135	120	151	65	1,088
吉田地区	132	119	241	125	98	99	60	874
古里地区	84	77	137	75	79	100	65	617
柳原地区	57	42	80	60	30	40	26	335
浅川地区	52	60	118	60	41	51	44	426
大豆島地区	54	56	147	52	72	79	49	509
朝陽地区	62	85	198	102	92	120	62	721
若槻地区	185	155	301	165	117	195	114	1,232
長沼地区	22	13	28	17	27	24	8	139
安茂里地区	203	180	306	150	117	169	84	1,209
小田切地区	12	7	24	18	19	16	4	100
芋井地区	27	12	36	24	19	23	13	154
篠ノ井地区	352	275	500	270	282	362	195	2,236
松代地区	188	170	309	137	125	201	106	1,236
若穂地区	118	81	157	72	63	106	55	652
川中島地区	219	161	314	158	144	205	115	1,316
更北地区	274	183	416	199	151	218	126	1,567
七二会地区	26	29	30	21	38	35	16	195
信更地区	25	21	40	24	23	35	5	173
豊野地区	76	54	152	67	76	98	34	557
戸隠地区	24	10	64	36	42	53	32	261
鬼無里地区	24	6	53	21	27	20	9	160
大岡地区	42	8	36	13	9	7	5	120
信州新町地区	82	26	86	38	76	48	39	395
中条地区	39	15	63	34	32	23	11	217
市外	19	10	27	18	16	41	19	150
合計 (現存者)	3,130	2,588	5,264	2,663	2,427	3,128	1,714	20,914



ながのご縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)